



2024年6月14日

各位

会社名 株式会社しずおかフィナンシャルグループ
代表者名 取締役社長 柴田 久
(コード番号 5831 東証プライム)
問合せ先
経営企画部長 藤島 秀幸
(TEL 054-261-3111)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年7月12日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 148,263 株
(3) 処分価額	1株につき 1,479 円
(4) 処分総額	219,280,977 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 4名 19,400 株 当社の取締役を兼務しない執行役員 5名 11,250 株 当社子会社等の取締役 29名 60,738 株 当社子会社等の取締役を兼務しない執行役員 16名 56,875 株 ※上記人数の合計は54名ですが、上記に列挙した地位を兼務する者を含んでいることから、実人数は47名となります。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「当社の対象取締役」といいます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下当社の対象取締役と併せて「当社の対象取締役等」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2023年6月16日開催の第1期定時株主総会決議において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、当社の対象取締役に對して、年額50百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、割当を受けた日より当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任又は退職後最初に到来する7月1日の直後の時点までとすること等につき、ご承認をいただいております。

また、本制度については、当社の子会社及び当社の子会社である株式会社静岡銀行の子会社（以下「孫会社」、当社子会社と孫会社とを併せて「子会社等※」）といいますが、）の取締役等（株式会社静岡銀行については取締役を兼務しない執行役員を含みます。以下当社の対象取締役等と併せて「対象取締役等」と総称します。）についても、当社の対象取締役等に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を支給いたします。

※株式会社静岡銀行、静銀経営コンサルティング株式会社、静銀リース株式会社、静岡キャピタル株式会社、静銀ティーム証券株式会社、静銀ITソリューション株式会社、静銀信用保証株式会社、静銀カード株式会社、静銀総合サービス株式会社、静銀モーゲージサービス株式会社、静銀ビジネスクリエイト株式会社の11社

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社又は子会社等から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。なお、当社につきましては、本制度により当社の対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年50,000株以内としております。

1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと（以下「本譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計219,280,977円（以下「本金銭報酬債権」といいます。また、このうち当社の対象取締役に対する金銭報酬債権の合計は28,692,600円です。）、普通株式148,263株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等47名（上記1.（5）の実人数を記載しております。）が当社又は当社子会社等に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2024年7月12日から当社の対象取締役等（子会社等の取締役等においては当該子会社等の対象取締役等とする。）の地位を退任又は退職後最初に到来する7月1日の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が処分期日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間中、継続して、当社の対象取締役等（子会社等の取締役等においては当該子会社等の対象取締役等とする。）の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了、死亡又はその他正当な事由（自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。）により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

当社の対象取締役等（子会社等の取締役等においては当該子会社等の対象取締役等とする。）が、当社の対象取締役等（子会社等の取締役等においては当該子会社等の対象取締役等とする。）の地位から任期満了又はその他正当な事由により退任又は退職（死亡による退任又は退職の場合を含む。）した場合には、当該対象取締役等の退任又は退職後最初に到来する7月1日の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点の直後において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が、2025年6月30日又はこれ以前の日である場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点をもって、本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社及び子会社等の本割当決議日の属する事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,479円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上